

中津市空き家バンク制度 空き家登録事前チェックシート

登録できる建物

チェック

- 一戸建ての住宅及び兼用住宅
- 居住することが可能
- 現に居住していない建物または退去日が決まっている
- 相続登記が完了している(土地・建物)
- 抵当権がついていない(土地・建物)※賃貸希望の場合は問わない



中津市ホームページ
空き家に関する支援策



【注意事項】

・草木の繁茂により建物に近づけない ・床が抜けている ・屋根が一部落ちている 等は登録不可となりますのでご了承ください。

家財処分については補助金制度があります。詳細はまちづくり推進課までご相談ください。

準備するもの お手元にご準備ください。

チェック

- 【土地】の登記事項証明書の写し(法務局で3カ月以内に発行のもの)
- 【建物】の登記事項証明書の写し(法務局で3カ月以内に発行のもの)
※未登記建物の場合は名寄帳兼課税台帳(税務課で取得)
- 申請者の本人確認書類の写し(運転免許証やマイナンバーカード 等)

必須

以下は該当者のみ必要です。

- 【所有者と申請者が異なる場合】委任状(親族に限る。関係性が分かる公的書類の添付が必要)
- 【共有名義の場合】共有名義人全員の同意書
- 【未登記建物の場合】表題登記及び所有権保存登記をする同意書

オンラインでも申請可能です。

《登録申請フォーム》



【お問い合わせ先】

中津市建設部まちづくり推進課

TEL:0979-62-9032(直通)

mail:machidukuri@city.nakatsu.lg.jp